

# 義務教育費国庫負担制度について

## 1. 義務教育費国庫負担制度の概要

### 【意義】

- 憲法の要請に基づく義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を支えるため、国は必要な制度を整備することが必要。
- 「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところ大。
- 教職員の確保と適正配置のためには、必要な財源を安定的に確保することは不可欠。

- ☆ 県費負担教職員制度（市町村立学校職員給与負担法）  
本来、市町村が市町村立学校の教職員の給与費を負担すべきところ、優秀な教職員の安定的な確保と、広域人事による適正な教職員配置のため、都道府県が全額負担。
- ☆ 義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）  
市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則 1 / 3 負担。

### 【概要】

- ①国庫負担対象経費：公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当
- ②国庫負担対象人員：約 70 万人  
(校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員)
- ③平成 18 年度予算額：1 兆 6,763 億円

## (参考条文)

### ○日本国憲法（抄）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

### ○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）（抄）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（義務教育諸学校標準法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

- 一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）
- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）
- 三 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

## ○ 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。

（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

- 一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）
- 二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

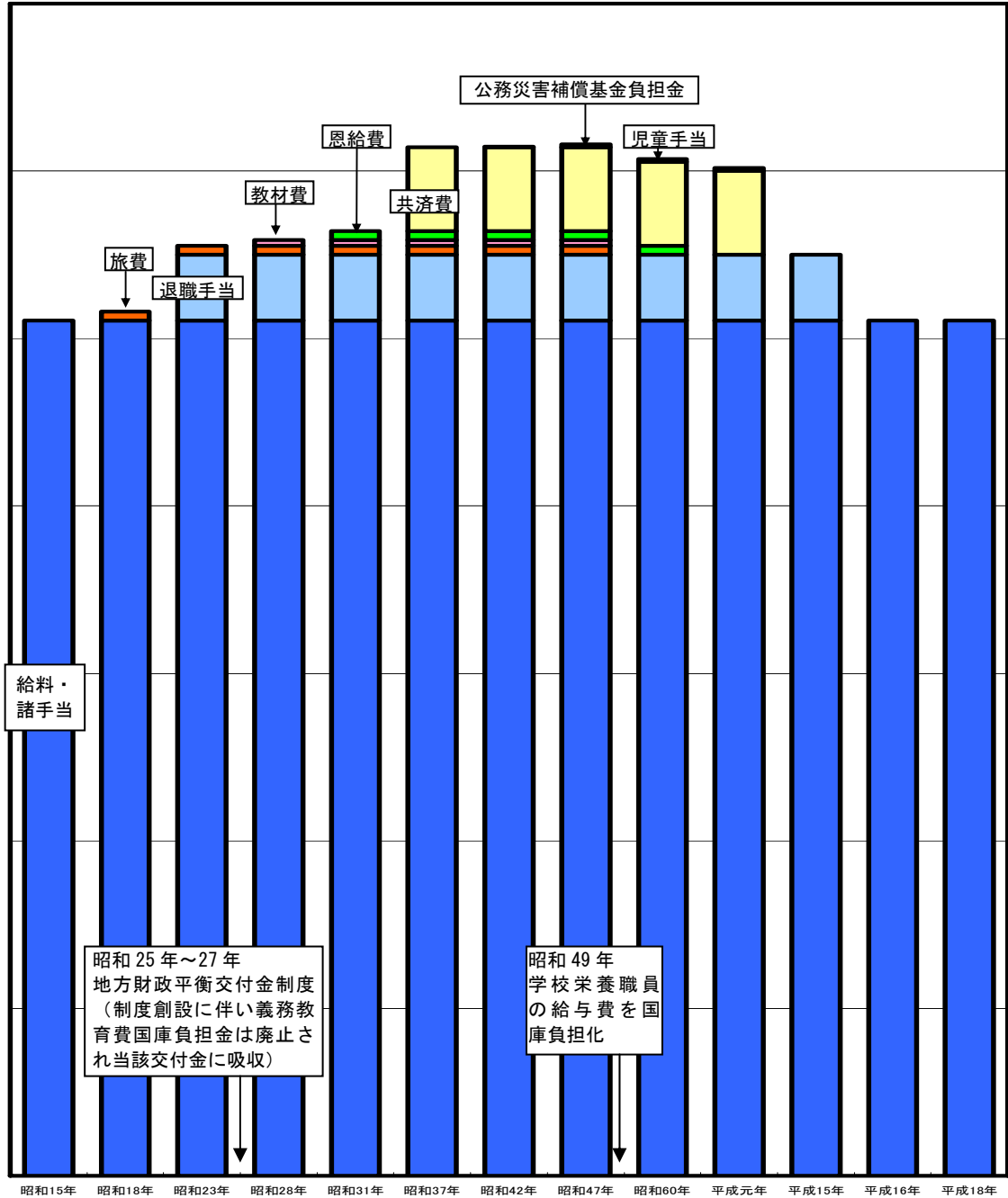
一 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費

二～二十八 （略）

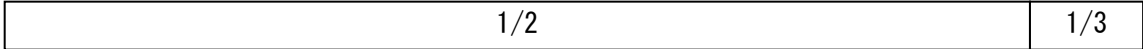
## 2. 義務教育費国庫負担制度の変遷

- ☆ 教職員の確保と適正配置という目的を達成するために最低限確保しなければならない教職員給与費について、これまでも国が一貫して保障。
- ☆ 昭和 28～49 年、地方の教育条件の整備状況、国と地方の財政状況等を踏まえ、負担対象経費を拡大。
- ☆ 昭和 60～平成 16 年、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、給料・諸手当以外の費用を一般財源化。
- ☆ 平成 16 年、総額裁量制を導入。
- ☆ 平成 18 年、国庫負担率を  $1/2 \rightarrow 1/3$  に変更。また、公立小・中学校、盲・聾学校の国庫負担制度と養護学校の国庫負担制度を統合。

# 国庫負担経緯図



国庫負担率



昭和15年  
旧義務教育費  
国庫負担法(実  
額1/2負担)

昭和28年  
現行義務教育  
費国庫負担法  
の制定  
  
昭和28年  
事務職員の給  
与費を国庫負  
担化

図の見方：それぞれの年度に義務教育費国庫金の対象とされていた費目について、給与・諸手当の場合は平成18年度の金額を、それ以外のものは負担を見直したときの金額をあてはめて表した  
(年度の実額をそのまま使うと貨幣価値が異なり比較困難であるため、給与・諸手当の水準を一定とした)

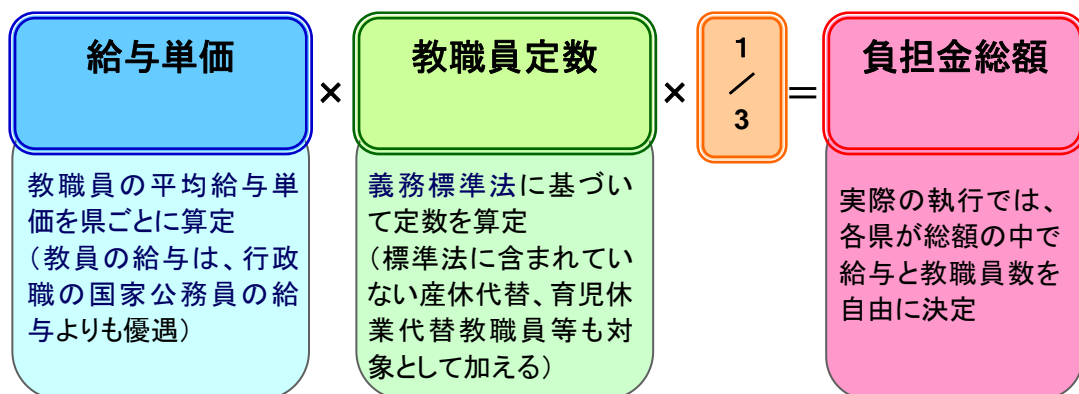
### 3. 総額裁量制の概要

(1) 内容： 義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、給与額や教職員配置に関する地方の裁量を大幅に拡大する仕組み（平成16年度から導入）

(2) 算定

#### 【前提】

- 標準法により必要な教職員定数の算定
- 実支出額の原則 1/3 の国庫負担
- 人材確保法に基づく教員の給与水準の確保



### (3) 改善点

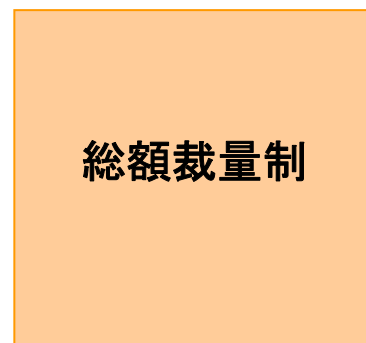
#### 《国庫負担制度の改善点》

#### ○給与の種類・額を自由に決定

《改革前》

給 料	
	期末勤勉手当
	教職調整額
	義務教育等教員特別手当
	管理職手当
	特殊勤務手当
	住居手当・通勤手当等

《改革後》

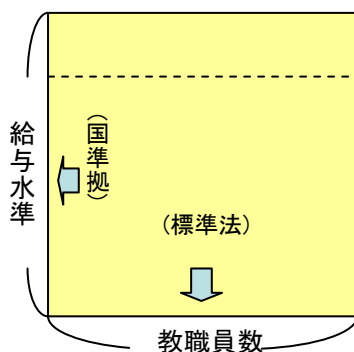


給料・諸手当の費目ごとに国の水準を超える額は国庫負担の対象外だった

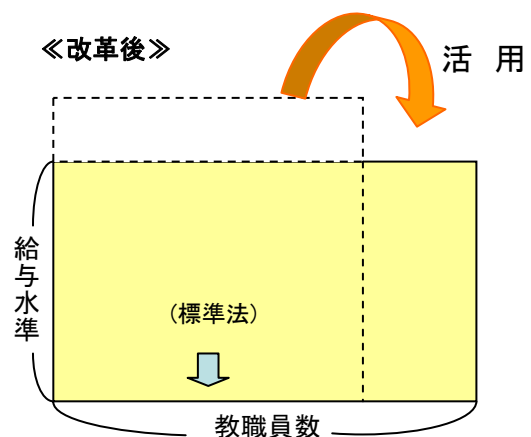
費目ごとの国庫負担限度額がなくなり、総額の中で給与を自主的に決定できるようになった

#### ○教職員数を自由に決定

《改革前》



《改革後》



教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外だった。また、給与水準を引き下げると国庫負担額も減少した

給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になった



○加配定数の弾力的運用（平成16年度～）

加配定数を少人数学級の編制に活用できなかった



**加配定数による少人数学級の実施が可能(国庫負担の対象)**

○国立学校準拠制の廃止（平成16年度～）

給料・諸手当の額は国立学校の教職員に準拠する必要があった



**教職員の給料・諸手当を都道府県が主体的に決定**

《関連する改善》

○学級編制の弾力化（平成13年度～）

40人を下回る学級編制ができなかった



**都道府県の判断で40人を下回る学級編制が可能**

○常勤教職員の非常勤講師等への振り替え（平成13年度～）

常勤の教職員のみが国庫負担の対象だった  
(例) 1日8時間のフルタイムの教員を1日4時間のパートタイム2人に振り替えることができなかった



**非常勤の教職員を国庫負担の対象とした  
(例)1日8時間のフルタイムの教員を1日4時間のパートタイム2人に振り替えることが可能**

○加配定数の柔軟化（平成15年度～）

加配の種類を細かく分類し、限られた目的にしか活用できなかった



**加配の細かい分類を廃止し、多様な目的に活用できるようになった**

→【具体的な効果】

☆ 地方の実情に応じたきめ細かな教育が可能。

○弾力的な学級編制や配置が可能

- 例 ・ 小学校低学年の30人学級等の実施
- ・ 習熟度別授業やチームティーチングの充実

○教科学習等の充実

- 例 ・ 外部人材を活用した学習(外国語、郷土学習等)
- ・ 選択教科や選択授業の開設
- ・ グループごとの多様な指導方法

○能力・実績に応じた教職員給与システムの充実

給与についての都道府県の自由度が高まり、主体的に給与の設定が可能となった。

- 例 ・ 特別昇給などを活用した能力・実績を反映させる給与制度の充実
- ・ 勤勉手当の増額など能力・実績を反映させる手当制度の充実

☆ 地方における事務作業量が大幅に軽減

○国庫負担金算定にかかる事務の簡素化

もともと、毎月ごとの定数と給与水準の状況の提出を義務づけていたところ、年1回の提出にしたことで、事務量が大幅に軽減。

今後も、地方の自由度を一層高めるため、  
総額裁量制の見直しを推進

## 4. 諸外国の費用負担の現状

### 1. 主要先進国では全額負担する国が多い

イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、シンガポールなどは、義務教育の教職員について、給与費の全額を国負担（連邦国家では州）、身分を国家公務員としている（ドイツでは州公務員）。

### 2. 全額負担していないアメリカでも中央政府の役割が近年増大

主要先進国で義務教育の教職員給与費を全額負担していないのは、アメリカ。

- しかし、アメリカでは、学区が、学校税を徴収することを基本としつつ、州から学区に対して教育目的の予算を交付（教育目的税がある州も多い）しており、負担割合は増大（学区が 40.9%、州が 49.5%、連邦が 7.3%）。

### 3. 各国では教育投資を拡充する方向で改革

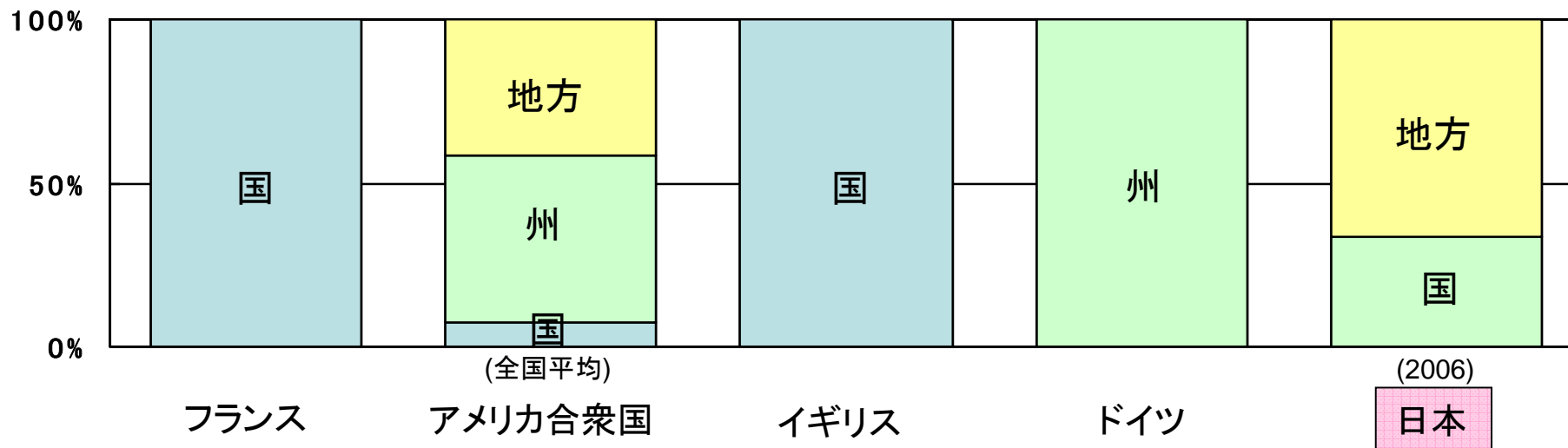
いずれの国も、国策として学力向上を目指し、教育水準保のために国家が教育投資を拡充する方向で改革推進。

- 国内総生産（GDP）に占める公財政による初等中等教育費の割合：  
フランス 4.0%、アメリカ 3.8%、イギリス 3.7%、ドイツ 3.0%、日本 2.7%

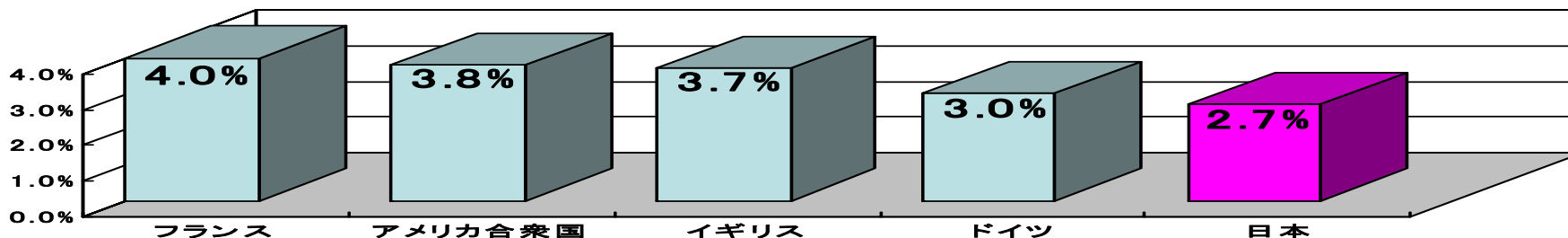
## 1. 各国首脳のエデュケーションに対する考え方

フランス	アメリカ合衆国	イギリス	ドイツ	日本
「知識だけでなく価値を伝え、生きる力が必要」 (シラク大統領)	「教育は、私の政策の最重要課題」 (ブッシュ大統領)	「第一に教育、第二に教育、そして第三に教育」 (ブレア首相)	「教育は、将来のドイツを形つくる政策の中心」 (シュレーダー連邦首相)	「米百俵の精神」 (小泉総理) 「教育改革のための重点行動計画：国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくり」

## 2. 各国の国と地方の教員給与負担比率



## 3. 公財政による初等中等教育費の国内総生産(GDP)に対する比率(2002年)



OECD, "Education at a Glance – OECD Indicators 2005"

(参考)

## 義務標準法

### 1. 目的

義務教育水準の維持向上のため、学級規模と教職員配置の適正化を図ることを目指して、学級編制と教職員定数の標準について必要な事項を定めるもの。

### 2. 内容

#### 学級編制

- ・ 国は原則40人の標準（学級の上限人数）を設定
- ・ 都道府県（給与負担者）は域内の基準を設定
- ・ 市町村は学級編制を実施

#### 教職員定数

##### (1) 基礎定数

- ・ 学校数、学級数、児童生徒数に基づいて都道府県ごとの定数を算定
- ・ 都道府県が一定のルールにより教職員を配置

##### (2) 加配定数

- ・ 教育上、特別配慮が必要な場合（少人数指導、いじめや不登校対応、教職員の長期研修等）に対応するもの
- ・ 都道府県への配分…国は政令で定める基準に基づき、都道府県の申請を受けて児童生徒数等を考慮して定める
- ・ 都道府県が学校の実情などを踏まえて教職員を配置
- ・ 改善…加配定数の弾力的運用・柔軟化  
提出書類の簡素化（本年度から）

**※ 加配定数の配置は、標準法における定数措置のルールの一つであり、国が給与費を負担することにより発生する規制ではない**

(参考)

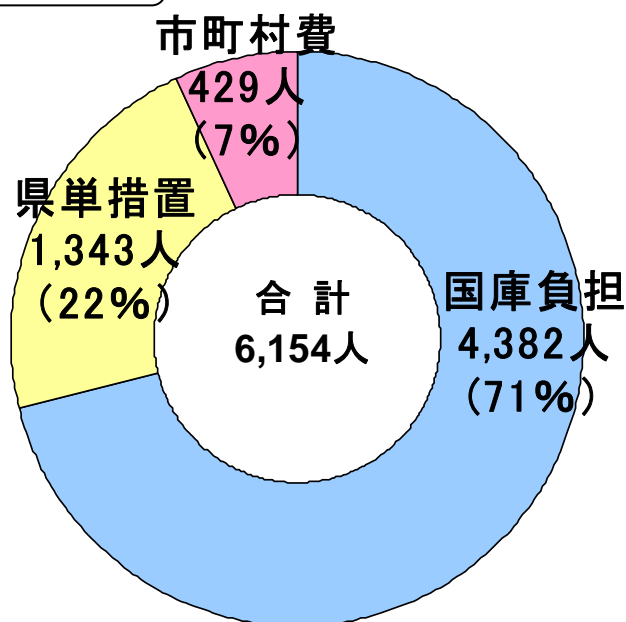
## 【平成 17 年度における少人数学級の実施例】

都道府県	校種	学年	概要	要
青森県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で33人以下学級	
	中	1年		
宮城県	小	1・2年	35人以下学級	
秋田県	小	1・2年	学年2学級以上の学校で30人程度学級	
	中	1年		
山形県	小	全学年	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級(市町村教委からの要望)	
福島県	小	1・2年	30人以下学級	
	中	1年		
栃木県	中	全学年	35人以下学級	
群馬県	小	1・2年	30人以下学級	
千葉県	小	1・2年	38人以下学級	
富山県	小	1・2年	35人以下の学級	
長野県	小	1～4年	35人以下学級	
		5・6年	35人以下学級(市町村教委からの要望)	
愛知県	小	1年	研究指定校において35人以下学級	
	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)	
三重県	小	1・2年	学年児童数73～80人、及び97人以上の学校で30人編成下限25人	
	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)	
滋賀県	小	1年	35人以下学級	
	中			
京都府	小中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)	
鳥取県	小	1・2年	30人以下学級(市町村教委からの要望)	
	中	1年	33人以下学級(市町村教委からの要望)	
島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)	
岡山県	中	1年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(3・4学級は市町村教委からの要望)	
		2・3年	学年5学級以上の学校で35人以下学級	
広島県	小	1・2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級	
山口県	中	全学年	35人以下学級(中2・3年生は市町村教委からの要望)	
福岡県	小	1・2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)	
長崎県	小中	1年	36人以上の学級を3学級以上有する学校で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)	
大分県	小	1年	30人以下学級(20人下限)	
宮崎県	小	1・2年	学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級	

(参考)

40人学級を下回る少人数学級の 約7割 は  
国庫負担により支えられている

増加教員の経費負担区分 (16年度)



国庫負担 4,382人

- 標準法による基礎定数を活用 1,258人
- 標準法による加配定数を活用 2,419人
- 総額裁量制を活用 705人

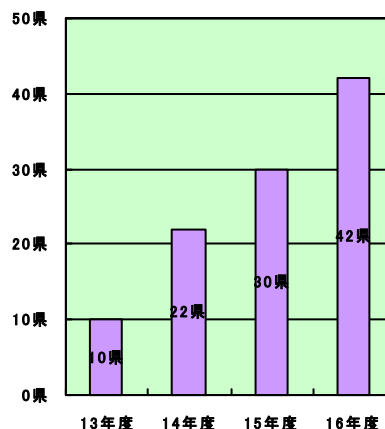
県単措置 1,343人

- 県単独予算措置の定数を活用

市町村費 429人

- 構造改革特区による教職員任用等を活用

42道府県において少人数学級を導入



(参考)

## 義務教育費国庫負担金に関する合意事項

### ○三位一体の改革について（抄）（平成16年11月26日政府・与党）

#### 三位一体の改革について（抄）

平成16年11月26日  
政府・与党

#### 文教

- ① 義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。
- ② 中央教育審議会の結論が出るまでの平成17年度予算については、暫定措置を講ずる。

#### 同付属文書（抄）

4. 「三位一体の改革に関する基本的枠組み」に基づき、17年秋の中教審の答申を得て、18年度において恒久措置を講ずる。

### ○三位一体の改革について（抄）（平成17年11月30日政府・与党）

#### 三位一体の改革について（抄）

平成17年11月30日  
政府・与党

#### 1. 国庫補助負担金の改革について

##### (2) 各分野

##### イ. 文教

義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。

また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。